

第 7 次熊本県保健医療計画の策定
について（障がい関係分野）

第 7 次熊本県保健医療計画の策定について（障がい関係分野）

1 熊本県保健医療計画について

- 医療法第 30 条の 4 の規定に基づく「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成 29 年 3 月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの。
- 県政の基本方針である「熊本復旧・復興 4 カ年戦略」と一体的に推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画とする。なお、計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。

2 第 7 次熊本県保健医療計画の策定について

(1) 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度まで（6 年間） ※第 6 次計画まで計画期間は 5 年間

(2) 策定状況について

平成 29 年 7 月 13 日に第 1 回目の熊本県保健医療推進協議会が開催され、基本方針が決定されました。

①基本目標

安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供

②施策の柱

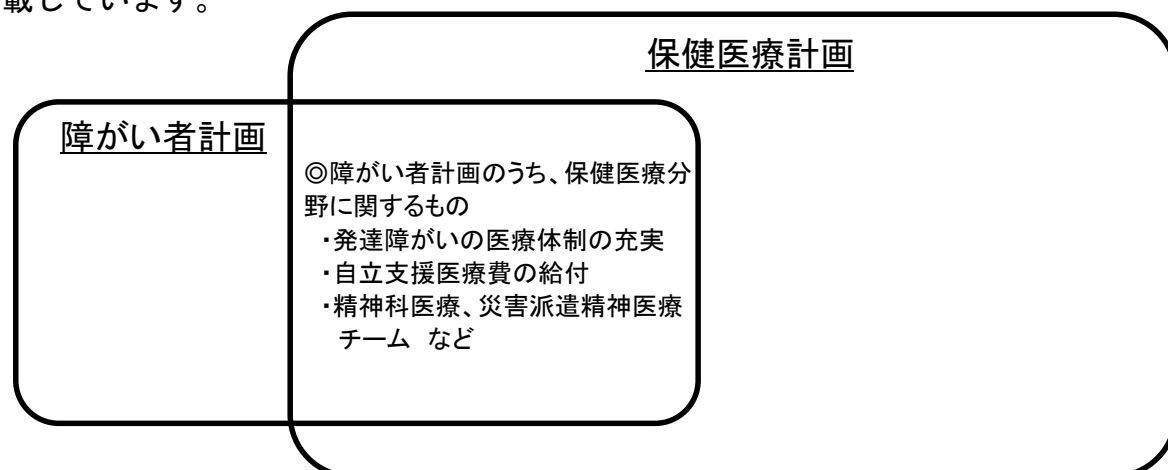
- ・「子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり」
- ・「地域で安心して暮らせる保健医療の提供」
- ・「地域の保健医療を支える人材の確保・育成」
- ・「健康危機に対応した体制づくり」

(3) スケジュールについて

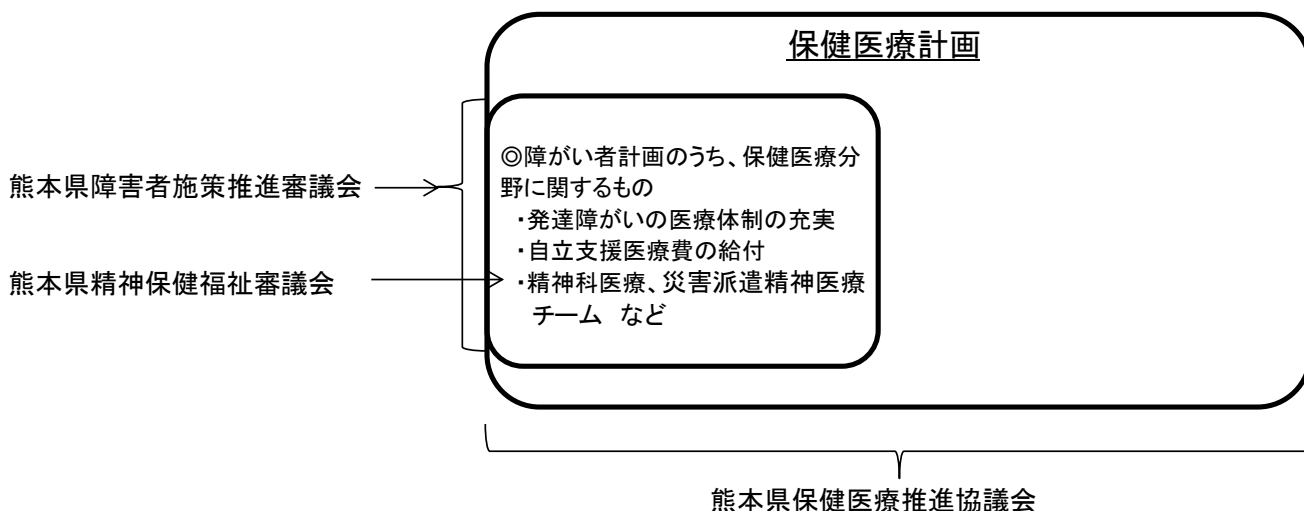
- 7 / 13 第 1 回熊本県保健医療推進協議会（基本方針決定）
- 10 月頃 第 2 回熊本県保健医療推進協議会（素案協議）
- 12 ~ 1 月頃 第 3 回熊本県保健医療推進協議会（文案協議）

3 障がい者計画との関係について

- 障がい者計画のうち、保健医療に関係する部分については、保健医療計画にも記載しています。



- 第2回熊本県保健医療推進協議会で素案を協議する際に、障がい者関連施策については別添が対象となる予定です。
- 第7次熊本県保健医療計画（障がい者関連施策）の検討体制は以下のとおりとなっています。
特に、精神科医療に関しては、熊本県精神保健福祉審議会で主に審議されます。



4 障がい関係分野の記載についての考え方

<全分野共通>

- 県民の皆様や関係機関の方々にも読みやすく、わかりやすい内容とするため、第6次保健医療計画よりも全体的に文章を簡潔にし、一般的な表現を心がける。
- 「目指す姿」について記載する。

<障がい関係分野>

- 障がい者計画のうち、保健・医療に関する部分について記載する。
- 第6次保健医療計画の項目を見直し、必要に応じて項目の追加・削除を行う。
※保健医療計画から削除する場合でも、障がい者計画からは削除しません。

第7次熊本県保健医療計画の項目				
第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方			
	第2章 計画改訂の背景			
	第3章 計画の目標と施策の柱			
	第4章 地域医療構想の推進 ※概要を記載し、「第2編 基本計画」で具体的施策を推進			
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数			
	施策の柱 第2章 生涯を通じた健康づくり	第1節 より良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進	第1項 子どもの頃からのより良い生活習慣の形成	
			第2項 働く世代の健康づくりの推進	
			第3項 高齢者の健康づくり・介護予防の推進	
		第2節 生活習慣病の発症予防と重症化予防		
		第3節 健康を支え、守るための社会環境の整備		
		施策の柱 第3章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進 (整理) (移行) (移行)	第1項 医療機能の適切な分化と連携
	第2項 医療情報の提供・ネットワーク化			
	第3項 医療安全対策			
	第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進			
	第1項 がん			
	第2項 脳卒中			
	第3項 心筋梗塞等の心血管疾患			
	第4項 糖尿病			
	第5項 精神疾患			
	第6項 認知症			
	第7項 難病			
	(新) 第8項 アレルギー疾患			
	(新) 第9項 今後高齢化に伴い増加する疾患			
	第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進			
第1項 在宅医療				
第2項 救急医療				
第3項 災害医療				
第4項 へき地の医療				
第5項 周産期医療				
第6項 小児医療（小児救急医療を含む）				
第7項 歯科保健医療対策				
第8項 母子保健				
第9項 高齢者保健医療福祉（介護保険含む）				
第10項 障がい保健医療福祉				
施策の柱 第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第1節 医師			
	第2節 歯科医師			
	第3節 薬剤師			
	第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師			
	第5節 管理栄養士・栄養士			
	第6節 歯科衛生士・歯科技工士			
	第7節 その他の保健医療従事者			
	第8節 介護・福祉従事者			
	第1節 健康危機管理に関する体制			
施策の柱 第5章 健康危機に対応した体制づくり (整理)	(整理) (新)	第1項 感染症対策の推進		
		第2項 輸入感染症		
	第2節 感染症への対策	第3項 結核		
		第4項 エイズ・性感染症・HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)		
	第5項 肝炎			
	第6項 新型インフルエンザ			
	第3節 食品、医薬品等の安全対策	第1項 食中毒・食品安全		
		第2項 医薬品等の安全対策		
	第6章 熊本地震からの医療提供体制の創造的復興	第1節 医療提供体制の回復・充実		
		第2節 保健医療を支える人材確保等（県外流出防止等）		
第3節 熊本地震の教訓を踏まえた取組み等				
第3編 計画の実現に向けて				

第7次熊本県保健医療計画（障がい関連分野）一覽

節・項	項目	審議機関
第1節第4項	<u>人権に配慮した保健医療</u>	項目別に、以下の審議会等で審議 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県障害者施策推進審議会 ・熊本県精神保健福祉審議会 ・難病医療連絡協議会 ・熊本県エイズ対策会議
第2節第5項	精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県精神保健福祉審議会
第3節第3項	災害医療 ※DPAT関連	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県災害医療提供体制検討委員会 (熊本県精神保健福祉審議会)
第3節第7項	<u>歯科保健医療対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県歯科保健推進会議 (熊本県障害者施策推進審議会)
第3節第10項	<u>障がい保健医療福祉</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県障害者施策推進審議会

現行：第6次熊本県保健医療計画

第5項 人権に配慮した保健医療

現状と課題

- 障がい者に対する不利益取扱いの禁止
 - ・障がい者が、障がいを理由として不利益な取扱いを受けたり、暮らしにくさを感じている現状があることから、平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定しました（H24.4 全面施行）。条例の目的を達成するためには、県民の理解が不可欠であることから、条例の趣旨等の周知が必要です。
- 精神疾患
 - ・近年の「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本方針とした様々な施策の推進により、精神障がい者の社会参加や自立は進んできたものの、未だ精神障がい者に対する偏見は根強く残っています。

施策の方向と内容

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の広報・啓発
 - ・障がい者に対する県民の理解を深めるための条例の周知を進めます。
- 精神疾患に対する正しい知識の普及啓発
 - ・保健所や精神保健福祉センターでの研修会などによって、県民の精神疾患に対する理解の促進を進めます。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方

(案)：第7次熊本県保健医療計画

第4項 人権に配慮した保健医療

現状と課題

- 平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定（平成24年4月全面施行）、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたが、障がい者が、保健医療の分野においても障がいを理由として不利益な取扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられなかったという現状がある。
- 現在、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、精神障がい者に対する理解促進を図る必要がある。

目指す姿

- 県民への周知啓発や相談体制の充実等に取り組むことにより、疾病や障がいに対する偏見や差別のない、安心して暮らせる社会を目指す。

施策の方向性

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」及び「障害者差別解消法」の広報・啓発
 - ・障がい者に対する県民の理解を深めるための条例や法律の周知を進めます。
- 精神疾患に対する正しい知識の普及啓発
 - ・保健所や精神保健福祉センターでの研修会などによって、精神疾患に対する理解を進めます。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	39.5% (H29.3)	50% (H33.3)	条例施行後2年間の状況を踏まえて設定(H25.3:30.9%、H26.3度:37.9%)

現行：第6次熊本県保健医療計画

第7項 歯科保健医療対策

現状と課題

障がい者を受け入れる歯科診療所数は167施設、病院14施設（平成23年度）と、平成16年度（診療所133施設、病院11施設）と比べると増えています。全歯科診療所数（834施設）の20.0%、歯科を標榜する病院数（34施設）の41.1%にとどまっています。障がい者が身近な地域で歯科受診ができるよう、利用可能な地域の歯科医療機関を増やす等、診療体制の一層の充実を図る必要があります。また、熊本県歯科医師会立口腔保健センターの受診者数は、年々増加する傾向にあることから（グラフ参照）、引き続き支援を行う必要があります。

施策の方向と内容

障がい者や要介護者を受け入れる歯科医療機関の機能調査を行うとともに、歯科医療機関の体制整備を支援し、受入れ機関の増加を図ります。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
障がい者の受入れ歯科医療機関数	診療所 167 病院 14	診療所 195 病院 17	平成16年度から平成23年度までの障がい者受入れ歯科医療機関数の増加率を勘案して、目標を設定する。

(案)：第7次熊本県保健医療計画

第7項 歯科保健医療対策

現状と課題

○ 障がい者を受け入れる歯科医療機関数は増加しているが、地域によってばらつきがある。また、在宅の障害児等の口腔ケアが十分とはいえない。

施策の方向性

○ 自宅での手入れや予防等の保護者への歯科保健指導、障害児（者）施設への訪問による口腔清掃指導等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図るとともに、歯科医師の技術向上も図る。

現行：第6次熊本県保健医療計画

第10項 障がい保健医療福祉

現状と課題

- 発達障がい専門医療機関等の状況
 - ・ 発達障がいを診断できる医療機関が地域に不足しており、受診までの待機期間が長くなるなど診断の体制が十分ではないため、医師の確保や地域の医療機関で受診できる体制の整備が必要です。診断を担う小児科医と精神科医との連携についても整理が必要です。
- 発達障がいの早期発見・早期支援
 - ・ 発達障がいについては、乳幼児健診を契機に相談窓口や受診を紹介されるケースが非常に多く、医療機関での受診が待機状態にあります。本人の生活スキルの向上や二次障害の未然防止、保護者の子育て不安の軽減を図るために、早期に気づき、早期から支援する必要がります。
 - ・ 発達障がい児（者）及びその家族に対する日常生活場面での具体的な支援が十分とは言えず、関係機関が連携して総合的な支援体制を充実させていく必要があります。
- 関係機関の連携体制の状況
 - ・ 発達障がい児（者）のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携や支援体制の構築が必要です。
 - ・ 各ライフステージのつなぎの際に必要な関係機関の連携にバラつきがあるため、乳幼児期から成人期まで切れ目ない支援体制を整備することが必要です。
 - ・ 発達障がいを有する、あるいは発達障がい疑われる児童生徒の増加もあり、教育関係機関との連携が必要です。
- 重症心身障がい児（者）の現状
 - ・ 身近な地域で必要な療育サービスを受けられるよう、市町村域（1次圏域）、障害保健福祉圏域（2次圏域）、全県域（3次圏域）の3層構造からなる「熊本県地域療育支援体制」が整備されており、重症心身障がい児を中心として在宅生活を支える体制を進めています。
 - ・ 障害保健福祉圏域ごとの地域療育センター（療育相談員）の専門性や地域の社会資源の有無により、在宅復帰支援や関係機関との連携に圏域毎に差異が生じています。
 - ・ 重症心身障がい児（者）の地域生活を継続するために、家族の精神的・肉体的な負担を軽減するためのレスパイトケアは重要な支援です。しかし、現在は、医療的ケアができる短期入所などが不足しています。
- 発達障がいに対する理解促進
 - ・ 発達障がいに対する社会的認知度が低く、理解促進のために発達障がいの正しい理解に関する普及啓発が必要です。

(案)：第7次熊本県保健医療計画

第10項 障がい保健医療福祉

現状と課題

- 乳幼児健診等をきっかけに発達障がいに早期に気づき、早期から支援できる体制整備が必要であるとともに、発達障がいを診断できる医療機関が地域に不足していることから、医師の確保や地域の医療機関で受診できる医療体制の整備が必要です。
- 発達障がい児（者）のライフステージに応じて切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携や支援体制の構築が必要です。
- 地域療育センター（療育相談員）の専門性や地域の社会資源の有無等により、在宅復帰支援や関係機関との連携が不十分な地域があります。また、重症心身障がい児（者）の地域生活を継続するため、家族の精神的・肉体的な負担を軽減するレスパイトケアの充実引き続き取り組む必要があります。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図る必要があります。

目指す姿

- 身近な地域で発達障がいの受診ができる医療体制の構築を目指す
- 重症心身障がい児・者が身近な地域で支援を受けられる体制の充実を目指す

施策の方向と内容

- 発達障がい専門医療機関等の充実
 - ・ 小児総合療育センターの診療体制のさらなる充実を図るとともに、医療関係者のご意見を参考にしながら、身近なところで発達障がいの受診ができる体制の構築を目指します。
 - ・ 発達障がいを診断できる医師が増えるように、開業医に対する研修を進めていきます。
- 発達障がいの早期発見・早期支援体制の整備
 - ・ 乳幼児健診等で、発達障がいに早期に気づき、子育て支援ができる体制の整備を図ります。
 - ・ 乳幼児期に関わる保育所や地域療育センター等、関係機関における相談や支援体制の充実を図ります。
- 関係機関の連携体制の強化
 - ・ ライフステージごとに主体となる支援者及び支援組織に対して、支援に必要な情報が円滑に引き継がれるよう、個々の障がい特性と支援履歴等を記載した「サポートファイル」を作成することで、支援する関係機関の円滑な連携を図ります。
 - ・ 教育庁との連携による、通常学級教諭に対する理解促進、特別支援学校（学級）教諭に対するスキルアップを支援します。
- 重症心身障がい児（者）の支援
 - ・ 身近な地域で必要な支援を受けられるように、市町村や関係機関の専門性の向上を図り、地域療育支援をさらに充実させていきます。
 - ・ 小児総合療育センターによる参考事例や支援ノウハウの蓄積とその共有を通じた、各圏域の地域療育センター（療育相談員）の支援能力のレベルアップを進め、訪問診療や訪問看護等の在宅医療に係る支援機関と連携し、重症心身障がい児とその家族の支援を図ります。
 - ・ 家族のレスパイトケアの充実のために、医療的ケアが可能な事業所及び利用定員の増加に向け、障がい者施設や医療機関に対して現状説明と具体的対応策の協力を依頼します。
- 発達障がい関係者の支援
 - ・ 発達障がい児を育てた経験のある保護者を「ペアレントメンター」として計画的に養成し、発達障がいの診断を受けて間もない保護者を支援することで、保護者の精神的な負担感の軽減を図ります。
 - ・ 発達障がい者支援に関わる者を「発達障がい支援者」として計画的に養成し、関係機関における支援者のリーダー的存在として育成します。
- 発達障がいの理解促進
 - ・ 発達障がいの正しい理解に関する普及啓発を一層進めます。
 - ・ 発達障がい者が社会生活のうえで、周囲に支援を要請するためのツールを制作し、各種研修会でこのツールを用いて、普及啓発を図ります。

施策の方向性

- 発達障がいの医療体制の充実等
 - ・ 乳幼児健診等で、発達障がいに早期に気づき、早期から支援ができる体制の整備を図るとともに、小児総合療育センターの診療体制のさらなる充実を図ります。
 - ・ 発達障がい医療センターにおいて、地域における診療の実践・研究や症例検討会等を実施することで、地域において発達障がいを診療する医師を確保する取組みを進めます。
 - ・ 発達障がいを診断できる医師が増えるように、開業医に対する研修を進めていきます。
 - ・ さらに、小児科医と精神科医の役割分担と連携についても検討を進めていきます。
- 関係機関の連携体制の強化
 - ・ 発達障がい者支援センターや関係機関が連携し、発達障がい児（者）のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。
- 重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実
 - ・ 在宅の重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるように、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
 - ・ 医療的ケアが必要な障がい児（者）を受け入れる医療型短期入所事業所を、各圏域に1ヶ所以上の設置することを目標に、関係機関への働きかけや事業開始に向けた支援を継続します。
- 医療費自己負担の軽減
 - ・ ①自立支援医療費の給付や②重度の心身障がい児（者）の医療費の自己負担分の一部について助成を行っている市町村への支援を通して、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
ペアレントメン ター登録数	8人 (H24.3)	25人 (H27.3)	発達障がい児(者)の家族への支援と して、ペアレントメンターの登録数2 5人を目指す。
発達障がい支援 者養成講座修了 者数	40人 (H24.3)	100人 (H27.3)	発達障がいに携わるリーダーとなる 人材100人の養成を目指す。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
医療型短期入所 事業所及び医療 的ケアに対応で きる日中一時支 援事業所等の数	33か所8圏域 (H29.3)	各圏域に1 か所以上 (H33.3)	平成32年度末時点ですべての圏域に 事業所が整備されている。

